

日立超L S I システムズ企業年金基金規約

(2004年10月1日制定)

(2005年4月1日改定)

(2006年4月1日改定)

目 次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (名称)
- 第3条 (事務所)
- 第4条 (実施事業所の名称及び所在地)
- 第5条 (公告の方法)

第2章 代議員及び代議員会

- 第6条 (代議員及び代議員会)
- 第7条 (定数)
- 第8条 (任期)
- 第9条 (互選代議員の選挙区)
- 第10条 (互選代議員の選挙期日)
- 第11条 (互選代議員の選挙の方法)
- 第12条 (当選人)
- 第13条 (互選代議員の選挙執行規程)
- 第14条 (選定代議員の選定)
- 第15条 (通常代議員会)
- 第16条 (臨時代議員会)
- 第17条 (代議員会の招集手続)
- 第18条 (定足数)
- 第19条 (代議員会の議事)
- 第20条 (代議員の除斥)
- 第21条 (代理)
- 第22条 (代議員会の議決事項)
- 第23条 (会議録)
- 第24条 (代議員会の会議規則)

第3章 役員及び職員

- 第25条 (役員)
- 第26条 (役員の定数及び選任)
- 第27条 (役員の任期)
- 第28条 (役員の解任)
- 第29条 (役員の選挙執行規程)
- 第30条 (理事会)
- 第31条 (理事会の招集)
- 第32条 (理事会の付議事項)
- 第33条 (理事会の議事)
- 第34条 (理事会の会議録)
- 第35条 (役員の職務)
- 第36条 (理事の義務及び損害賠償責任)
- 第37条 (理事の禁止行為)
- 第38条 (職員)

第4章 加入者

- 第39条 (加入者)

- 第40条 (資格取得の時期)
- 第41条 (資格喪失の時期)
- 第42条 (加入者期間の計算)

第5章 基準給与及び標準給与

- 第43条 (基準給与)
- 第44条 (第1仮想個人口座残高)
- 第44条の2 (第2仮想個人口座残高)
- 第44条の3 (再評価率)
- 第45条 (標準給与)

第6章 給付

第1節 給付の通則

- 第46条 (給付の種類)
- 第47条 (裁定)
- 第48条 (標準年金額)
- 第49条 (端数処理)
- 第50条 (支給期間)
- 第51条 (支払日及び支払方法)
- 第52条 (給付の制限)
- 第53条 (未支給の給付)
- 第54条 (時効)
- 第55条 (譲渡担保の禁止等)

第2節 老齢給付金

- 第56条 (支給要件)
- 第57条 (年金額)
- 第58条 (支給の繰下げ)
- 第59条 (年金に代えて支給する一時金)
- 第60条 (失権)

第3節 脱退一時金

- 第61条 (支給要件)
- 第62条 (一時金額)
- 第63条 (支給の繰下げ及び支給の方法)
- 第64条 (支給の効果)
- 第65条 (失権)

第4節 遺族給付金

- 第66条 (支給要件)
- 第67条 (遺族の範囲及び順位)
- 第68条 (一時金額)

第7章 掛金

- 第69条 (掛金)
- 第70条 (標準掛金)
- 第71条 (特別掛金)
- 第72条 (事務費掛金)
- 第73条 (掛金の負担)

- 第74条 (掛金の納付期限)
- 第75条 (財政再計算)
- 第76条 削除
- 第77条 (積立金の額の評価)

第8章 積立金の積立て

- 第78条 (継続基準の財政検証)
- 第79条 (非継続基準の財政検証)
- 第80条 (臨時掛金)

第9章 積立金の運用及び業務の委託

- 第81条 (基金資産運用契約)
- 第82条 (運用管理規程)
- 第83条 (積立金の運用)
- 第84条 (運用の基本方針及び運用指針)
- 第85条 (分散投資義務)
- 第86条 (政策的資産構成割合)
- 第87条 (資産状況の確認)
- 第88条 (基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)
- 第89条 (業務の委託)

第10章 解散及び清算

- 第90条 (解散)
- 第91条 (解散時の掛金の一括抛却)
- 第92条 (支給義務の消滅)
- 第93条 (残余財産の分配)

第10章の2 年金通算

- 第93条の2 (中途脱退者の選択)
- 第93条の3 (他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)
- 第93条の4 (厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)
- 第93条の5 (確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)
- 第93条の6 (企業年金連合会への脱退一時金相当額の移換)
- 第93条の7 (企業年金連合会への残余財産の移換)
- 第93条の8 (加入者への説明)

第11章 雑則

- 第94条 (事業年度)
- 第95条 (届出)
- 第96条 (受給手続)
- 第97条 (報告書の提出)
- 第98条 (年金数理関係書類の年金数理人による確認)
- 第99条 (業務概況の周知)
- 第100条 (法令の適用)

附 則

- 第1条 (施行日)
- 第2条 (加入者及び加入者期間に関する経過

措置)

- 第3条 (事業年度の経過措置)
- 第3条の2 (再評価率の経過措置)
- 第3条の3 (指標利率の経過措置)
- 第3条の4 (年金額及び一時金額に関する経過措置)
- 第4条 (厚生年金基金からの移行)
- 第5条 (継続加入者に係る給付に関する経過措置)
- 第6条 (経過保障年金)
- 第7条 (第3仮想個人口座残高)
- 第7条の2 (経過保障年金の再評価率)
- 第8条 (経過保障年金額)
- 第9条 (経過保障年金の支給の繰下げ)
- 第10条 (経過保障年金に代えて支給する一時金)
- 第11条 (経過保障年金の失権)
- 第12条 (経過保障脱退一時金)
- 第12条の2 (経過保障遺族一時金)
- 第13条 (非継続加入者)
- 第14条 (特例脱退一時金)
- 第14条の2 (特例老齢給付金)
- 第15条 (特例遺族一時金)
- 第16条 (承継受給権者に係る給付に関する経過措置)
- 第17条 (経過基本年金A)
- 第18条 (経過基本年金B)
- 第18条の2 (経過遺族一時金B)
- 第19条 (経過基本年金C)
- 第19条の2 (経過遺族一時金C)
- 第20条 (経過基本年金D)
- 第21条 (給付に関する規定の準用)
- 第22条 (厚生年金基金から移行する際の不足額の一括抛却)
- 第23条 (代議員及び役員の任期に関する経過措置)
- 第24条 削除
- 第25条 削除
- 第26条 (適格退職年金からの移行)
- 第27条 (他の確定給付企業年金への権利義務移転)

附則別表第1

附則別表第2-1

附則別表第2-2

附則別表第3

附則別表第A

附則別表第B

附則別表第C

附則別表第D

別表第1 実施事業所の名称及び所在地

別表第2 第1年金拠出率及び第2年金拠出率

別表第3 最低保証利率別の確定年金現価率

別表第4 支給開始年齢別乗率

別表第5 最低保証利率及び残存保証期間別の一時金換算率

第1章 総則

第1条 (目的)

この企業年金基金は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、基金の加入者等の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

第2条 (名称)

この基金は、日立超L S I システムズ企業年金基金（以下「基金」という。）という。

第3条 (事務所)

基金の事務所は、次の場所に置く。

東京都国分寺市東恋ヶ窪3丁目1番1号

第4条 (実施事業所の名称及び所在地)

基金の実施事業所の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

第5条 (公告の方法)

基金において公告しなければならない事項は、基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

- 2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第8条、第9条、第54条、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

第2章 代議員及び代議員会

第6条 (代議員及び代議員会)

基金に代議員会を置く。

- 2 代議員会は、代議員をもって組織する。

第7条 (定数)

基金の代議員の定数は、18人とし、その半数は、実施事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

第8条 (任期)

代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、互選又は選定の日から起算する。ただし、互選又は選定が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

第9条 (互選代議員の選挙区)

加入者において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選挙区は、全実施事業所を通じて1選挙区とする。

第10条 (互選代議員の選挙期日)

互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後20日以内に行うことができる。

- 2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。
3 前2項の規定による選挙の期日は、少なくとも20日前に公告しなければならない。
4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

第11条 (互選代議員の選挙の方法)

互選代議員は、連記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

第12条 (当選人)

選挙の結果、選挙区において最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区内の互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。
- 3 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。
- 4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

第13条（互選代議員の選挙執行規程）

この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第14条（選定代議員の選定）

事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

- 2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、すみやかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。
- 3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。
- 4 前項の通知があったときは、理事長は、直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。
- 5 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

第15条（通常代議員会）

通常代議員会は、毎年2月に招集する。

第16条（臨時代議員会）

理事長は必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

- 2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

第17条（代議員会の招集手続）

理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

- 2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

第18条（定足数）

代議員会は、代議員の定数（第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

第19条（代議員会の議事）

代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

- 2 規約の変更（確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第15条各号に掲げる事項に係るものを除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。
- 3 代議員会においては、第17条の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

第20条（代議員の除斥）

代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることはできない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

第21条（代理）

代議員会の代理出席は、選定代議員にあつては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあつては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

- 2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

第22条（代議員会の議決事項）

次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任

- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 借入金の借入れ
- (6) その他重要な事項

第23条 (会議録)

代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 代議員の定数
 - (3) 出席した代議員の氏名及び第21条の規定により代理された代議員の氏名
 - (4) 議事の経過の要領
 - (5) 議決した事項及び可否の数
 - (6) その他必要な事項
- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 基金は、会議録を基金の事務所に備えつけておかなければならない。
- 4 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

第24条 (代議員会の会議規則)

この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

第25条 (役員)

基金に、役員として理事及び監事を置く。

第26条 (役員の定数及び選任)

理事の定数は、8人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
- 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。
- 6 役員が任期の途中で辞任した場合又は第28条の規定により解任された場合は、補欠の役員を選任する。

第27条 (役員の任期)

役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

第28条 (役員の解任)

役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあっては、第37条の規定に違反したとき。

第29条 (役員の選挙執行規程)

この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第30条 (理事会)

基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

第31条 (理事会の招集)

理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議の付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

第32条（理事会の付議事項）

次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第12条第4項による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

第33条（理事会の議事）

理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

第34条（理事会の会議録）

理事会の会議録については、第23条第1項から第3項までの規定を準用する。

第35条（役員の職務）

理事長は、基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 理事長は別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。
- 4 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 6 監事は、基金の業務を監査するほか、法第23条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事2名が基金を代表する。
- 7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第36条（理事の義務及び損害賠償責任）

理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

第37条（理事の禁止行為）

理事は、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

第38条（職員）

基金に必要な職員を置き、理事長が任免する。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入者

第39条（加入者）

基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（以下「被用者年金被保険者等」という。）のうち、平成16年10月1日現在において効力を有する株式会社日立超L S I システムズ社員就業規則（以下「社

員就業規則」という。)第2条に規定する社員(以下「従業者」という。)とする。

第40条 (資格取得の時期)

従業者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を取得する。

- (1) 基金の実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において従業者でない場合にあっては従業者となった日。以下同じ。)
- (2) 社員就業規則第54条に規定する公職就任休職(以下「公職就任休職」という)期間が終了した日の翌日

第41条 (資格喪失の時期)

従業者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき
- (3) 従業者でなくなったとき
- (4) その使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき
- (5) 60歳に達した日の属する月の末日
- (6) 公職就任休職となったとき

第42条 (加入者期間の計算)

加入者である期間(以下「加入者期間」という。)を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

- 2 前条第6号に該当し加入者の資格を喪失した後に、第40条第2号の規定により再びこの制度の加入者の資格を取得した者(以下「再加入者」という。)については、次に掲げる者を除き、前後の加入者期間を合算するものとする。
 - (1) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の全部を支給された者
 - (2) 再加入者となる前の加入者期間に係る老齢給付金の全部を支給された者
 - (3) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の額に相当する額(以下「脱退一時金相当額」という。)が第93条の3から第93条の6までのいずれかの規定に基づき移換された者
- 3 基金の加入者の資格を取得する前に、社員就業規則第36条、第37条に規定する試傭員、技養生、技訓生及び臨時員として実施事業所に使用された期間がある場合は、当該期間を第1項の規定に基づき計算した加入者期間に合算するものとする。
- 4 前項の規程に基づき加入者期間に合算する加入者の資格を取得する前の期間の計算は、第1項の規程による加入者期間の計算の例によるものとする。

第5章 基準給与及び標準給与

第43条 (基準給与)

基金の給付の額の算定の基礎となる給与(以下「基準給与」という。)は、平成16年10月1日現在において効力を有する株式会社日立超LSIシステムズ社員年金算定基礎等取扱規則(以下「年金算定基礎等取扱規則」という。)に規定する初任年金ポイントに第1年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額(以下「第1初任クレジット」という。)、初任年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額(以下「第2初任クレジット」という。)、年金ポイントに第1年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額(以下「第1拠出クレジット」という。))並びに年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額(以下「第2拠出クレジット」という。)とする。

- 2 前項の第1年金拠出率及び第2年金拠出率は別表第2に掲げる率とし、年金ポイント単価は100円とする。

第44条 (第1仮想個人口座残高)

次の各項の規定に基づき付与される第1初任クレジット、第1拠出クレジット及び第1利息クレジットの合計額を第1仮想個人口座残高とする。

- 2 第1初任クレジットは、加入者の資格を取得した日(以下「初任クレジット付与日」という。)に付与する。
- 3 第1拠出クレジットは、初任クレジット付与日の属する月の翌月以降加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの間に到来する各6月1日及び12月1日(以下「拠出クレジット付与日」という。)に付与する。
- 4 第1利息クレジットは、次の各号に規定する日(以下「第1利息クレジット付与日」という。)に付与する。
 - (1) 初任クレジット付与日の属する月の翌月以降、加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの各拠出クレジット付与日

(2) 加入者の資格を喪失した日

(3) 第 58 条又は第 63 条の規定に基づき、老齢給付金のうち第 1 年金額相当分又は第 1 脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、加入者の資格を喪失した日の翌日以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各 4 月 1 日

(4) 支給の繰下げが終了した日。死亡により支給の繰下げが終了する場合にあっては死亡日

5 第 1 利息クレジットは、第 1 利息クレジット付与日時点において、次の算式により算出される金額とし、算出した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入し円単位とする。

$$A1 \times \{ (1 + B1)^{C1/12} - 1 \}$$

ただし、直前の第 1 利息クレジット付与日以降、再評価率に変更があった場合は、次の算式とする。

$$A1 \times \{ (1 + B1)^{C1/12} \times (1 + B2)^{C2/12} - 1 \}$$

A1：直前の第 1 利息クレジット付与日（初回の第 1 利息クレジット付与日においては「初任クレジット付与日」に読み替えるものとする。以下同じ。）における第 1 仮想個人口座残高

B1：直前の第 1 利息クレジット付与日における再評価率

B2：第 1 利息クレジット付与日における再評価率

C1：直前の第 1 利息クレジット付与日の属する月から第 1 利息クレジット付与日の属する月の前月（前項第 4 号に該当する場合は当月）までのうち再評価率が B1 であった月数

C2：直前の第 1 利息クレジット付与日の属する月から第 1 利息クレジット付与日の属する月の前月（前項第 4 号に該当する場合は当月）までのうち再評価率が B2 であった月数

第 44 条の 2（第 2 仮想個人口座残高）

次の各項の規定に基づき付与される、第 2 初任クレジット、第 2 拠出クレジット及び第 2 利息クレジットの合計額を第 2 仮想個人口座残高とする。

2 第 2 初任クレジットは、初任クレジット付与日に付与する。

3 第 2 拠出クレジットは、初任クレジット付与日の属する月の翌月以降加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの間に到来する拠出クレジット付与日に付与する。

4 第 2 利息クレジットは、次の各号に規定する日（以下「第 2 利息クレジット付与日」という。）に付与する。

(1) 初任クレジット付与日の属する月の翌月以降、加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの各拠出クレジット付与日

(2) 加入者の資格を喪失した日

(3) 第 58 条又は第 63 条の規定に基づき、老齢給付金のうち第 2 年金額相当分又は第 2 脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、加入者の資格を喪失した日の翌日以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各 4 月 1 日

(4) 支給の繰下げが終了した日。死亡により支給の繰下げが終了する場合にあっては死亡日

5 第 2 利息クレジットは、第 2 利息クレジット付与日時点において、次の算式により算出される金額とし、算出した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入し円単位とする。

$$a1 \times \{ (1 + b1)^{c1/12} - 1 \}$$

ただし、直前の第 2 利息クレジット付与日以降、再評価率に変更があった場合は、次の算式とする。

$$a1 \times \{ (1 + b1)^{c1/12} \times (1 + b2)^{c2/12} - 1 \}$$

a1：直前の第 2 利息クレジット付与日（初回の第 2 利息クレジット付与日においては「初任クレジット付与日」に読み替えるものとする。以下同じ。）における第 2 仮想個人口座残高

b1：直前の第 2 利息クレジット付与日における再評価率

b2：第 2 利息クレジット付与日における再評価率

c1：直前の第 2 利息クレジット付与日の属する月から第 2 利息クレジット付与日の属する月の前月（前項第 4 号に該当する場合は当月）までのうち再評価率が b1 であった月数

c2：直前の第 2 利息クレジット付与日の属する月から第 2 利息クレジット付与日の属する月の前月（前項第 4 号に該当する場合は当月）までのうち再評価率が b2 であった月数

第 44 条の 3（再評価率）

第 44 条第 5 項及び第 44 条の 2 第 5 項の再評価率は、事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前 1 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第 2 位を四捨五入）とする。

2 前項の規定にかかわらず、再評価率が 4.5% を上回る場合にあっては 4.5% とし、1.5% 又は規則第 43 条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める率のいずれか高い率（以下「最低保証利率」という。）を下回る場合にあっては最低保証利率とする。

第 45 条（標準給与）

基金の掛金の算定の基礎となる標準給与は、第 1 拠出クレジットと第 2 拠出クレジット（初任クレジット付与日以後最初に到来する 6 月 1 日又は 12 月 1 日を迎えていない者については、初任クレジット付与日現在の加入者の

職群等級等に応じた、年金算定基礎等取扱規則に規定する標準年金ポイント（以下、「標準年金ポイント」という）に第1年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額並びに標準年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額の合計額とする。

第6章 給付

第1節 給付の通則

第46条（給付の種類）

基金による給付は、次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

第47条（裁定）

(給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定する。

2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

3 受給権者は、第1項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付して基金に提出しなければならない。

4 遺族給付金の請求に当たっては、裁定の請求の書類に次の各号に掲げる書類を添付して基金に提出しなければならない。

(1) 請求者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子(給付対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。以下同じ。)、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合

死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類

(2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合

請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

5 第53条に規定する未支給の給付の請求にあたっては、その請求者は、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。ただし、死亡した受給権者が死亡前に給付の請求をしていなかった場合は、第3項に定める請求書を併せて提出しなければならない。

(1) 請求者が配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合

死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情であった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類

(2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合

請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

6 第59条第1項各号に該当し、年金に代えて一時金の支給を受けようとする場合、当該受給権者は、同項各号に規定する特別な事情があることを証する書類を提出しなければならない。

第48条（標準年金額）

第1標準年金額は、事業年度ごとに計算するものとし、第1仮想個人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第3に定める20年確定年金現価率で除して得た額とする。

2 第2標準年金額は、事業年度ごとに計算するものとし、第2仮想個人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第3に定める5年確定年金現価率で除して得た額とする。

第49条（端数処理）

給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の年額及び年金の1回の給付額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げ、給付のうち一時金として支給されるもの（以下「一時金給付」という。）

の額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

第50条 （支給期間）

年金給付の支給は、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

第51条 （支払日及び支払方法）

年金給付の支払期月は年 6 回、2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の各 1 日（1 日が休日の場合は、金融機関の第 1 営業日とする）とし、それぞれの支払月にその前月までの分をまとめて支払う。

- 2 一時金給付は、請求手続終了後 1 ヶ月以内に支払う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 59 条に規定する一時金のうち老齢給付金の受給権者が老齢給付金の裁定を受けるときに申し出た場合の一時金は、老齢給付金の支給要件を満たした日の属する月の翌月の末日までに支払う。
- 4 前 3 項の給付の支払は、あらかじめ加入者、加入者であった者又はその遺族が指定した金融機関の口座に、基金から振り込むことにより行う。

第52条 （給付の制限）

故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者及び給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者については、遺族給付金を支給しない。

- 2 受給権者が、正当な理由がなく法第 98 条の規定による書類その他物件の提出の求めに応じない場合は、給付の全部又は一部を行わない。
- 3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなった場合には、給付の全部を行わない。
 - (1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、実施事業所の事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと
 - (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと
 - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は実施事業所の事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと

第53条 （未支給の給付）

受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその他の親族は、自己の名で、その未支給の給付を請求することができる。

- 2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。
- 3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第 1 項に規定する順位による。
- 4 未支給の給付を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その 1 人に対して行った給付は、全員に対して行ったものとみなす。

第54条 （時効）

受給権の消滅時効については民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 9 号）の規定を適用する。

第55条 （譲渡担保の禁止等）

受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

第2節 老齢給付金

第56条 （支給要件）

基金の加入者又は加入者であった者が次のいずれにも該当することとなったときは、老齢給付金を支給する。

- (1) 加入者期間 15 年に達したとき
- (2) 50 歳以上で実施事業所に使用されなくなったとき又は 60 歳に達したとき
- 2 前項に定める者のほか、加入者期間 1 ヶ月以上 15 年未満の加入者が定年退職（社員就業規則第 61 条に定める定年により従業者でなくなることをいう。以下同じ。）により実施事業所に使用されなくなり 60 歳に達したときは、老齢給付金を支給する。

第57条 （年金額）

年金として支給する老齢給付金（次条の規定によりその支給を繰り下げた場合を含む。）の額は、次の第1号に定める第1年金額と第2号に定める第2年金額の合計額とする。ただし、第2号に定める第2年金額の支給期間を経過した月以降は、第1年金額とする。

- (1) 第1年金額は、第1標準年金額を支給開始時の年齢に応じ別表第4に定める率で除して得た額とする。
- (2) 第2年金額は、裁定請求時に受給権者の選択により、支給期間を5年又は10年とすることができ、その選択に応じて次に定める額とする。

ア 支給期間5年の場合

第2標準年金額

イ 支給期間10年の場合

第2標準年金額に当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第3に定める5年確定年金現価率を乗じ、当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第3に定める10年確定年金現価率で除して得た額

- 2 指標利率が最低保証利率を上回った事業年度の第1年金額及び第2年金額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第1年金額

当該事業年度の指標利率に応じ別表第3に定める20年確定年金現価率で第1仮想個人口座残高を除いて得た額を支給開始時の年齢に応じ別表第4に定める率で除して得た額を計算し、その額が前項第1号により計算された額を上回る場合は、当該上回る額を前項第1号により計算された額に加算した額

- (2) 第2年金額

当該事業年度の指標利率に応じ別表第3に定める第2年金の支給期間ごとの確定年金現価率で第2仮想個人口座残高を除いて得た額を計算し、その額が前項第2号により計算された額を上回る場合は、当該上回る額を前項第2号により計算された額に加算した額

- 3 前項の指標利率は、事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入）とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、指標利率が4.5%を上回る場合にあっては4.5%とする。

第58条（支給の繰下げ）

老齢給付金の受給権者であつて、老齢給付金の裁定を受けていない者は、第1年金額相当部分、第2年金額相当部分のそれぞれについて、支給の繰下げを申し出ることができる。この場合、その者が65歳に達するまでの間に支給の繰下げを終了しなければならない。

- 2 第1年金額相当部分について支給の繰下げを申し出たときは、第2年金額相当部分についても、支給の繰下げを申し出ねばならない。（但し、第2年金について、第59条に規定する年金に代えて支給する一時金を受給する場合はこの限りではない。）この場合、第1年金額相当部分の支給開始から次の各号のいずれかに該当するまでの間に第2年金額相当部分の支給の繰下げを終了しなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に定める支給期間が5年のときは15年、支給期間が10年のときは10年を経過したとき

- (2) 65歳に達したとき

- 3 第1項及び前項の規定により繰下げを申し出たときは、第56条の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する日の属する月の翌月から当該老齢給付金を支給する。

第59条（年金に代えて支給する一時金）

老齢給付金の受給権者は、老齢給付金の裁定を受けるとき、又は次の各号に掲げる事由に該当する場合であつて、年金として支給する老齢給付金を受けてから第1年金額に相当する部分については20年、第2年金額に相当する部分については第57条第1項第2号の支給期間を経過する日までの間、その者の申出により、年金に代えて一時金を受けることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと

- (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること

- (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと

- (4) その他前各号に準ずる事情

- 2 老齢給付金の裁定を受けるときに一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、次に定める額とする。

- (1) 第1年金額に相当する部分については、第1仮想個人口座残高

- (2) 第2年金額に相当する部分については、第2仮想個人口座残高

- 3 年金として支給する老齢給付金を受けてから一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、次に定める額とする。

- (1) 第1年金額に相当する部分については、第1標準年金額に選択時の最低保証利率及び残存保証期間（20年から第1年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第5に定める一時金換算率を乗じて得た額

- (2) 第2年金額に相当する部分については、第2標準年金額（支給期間10年を選択した場合にあっては第57条第1項第2号イに定める額）に選択時の最低保証利率及び残存保証期間（第57条第1項第2号の支給期間

から第2年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。)に応じて別表第5に定める一時金換算率を乗じて得た額

第60条 (失権)

老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき

第3節 脱退一時金

第61条 (支給要件)

加入者が次のいずれかに該当した場合にあっては、脱退一時金を支給する。

- (1) 加入者期間1ヶ月以上15年未満である者が加入者の資格を喪失したとき(定年退職及び死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。)
- (2) 加入者期間15年以上である者が、第56条第1項第2号に該当することなく加入者の資格を喪失したとき

第62条 (一時金額)

脱退一時金の額は、次の第1号に定める第1脱退一時金額と第2号に定める第2脱退一時金額の合計額とする。

- (1) 第1脱退一時金額 第1仮想個人口座残高
- (2) 第2脱退一時金額 第2仮想個人口座残高

第63条 (支給の繰下げ及び支給の方法)

第61条第1号に該当した者のうち第41条第6号の事由により資格喪失し実施事業所以外の事業所に使用される者及び第61条第2号に該当した者は、60歳に達するまでの間、第1脱退一時金額に相当する部分、第2脱退一時金額に相当する部分のそれぞれについて支給の繰下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により脱退一時金の支給の繰下げを行った場合の脱退一時金の額は、次に定める額とする。

- (1) 第1脱退一時金の額に相当する部分については、第1仮想個人口座残高
- (2) 第2脱退一時金の額に相当する部分については、第2仮想個人口座残高

第64条 (支給の効果)

脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、支給要件の判定及び計算の基礎となる加入者期間に算入しないものとする。

2 脱退一時金相当額が第93条の3から第93条の6までのいずれかの規定に基づき移換されたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に参入しないものとする。

第65条 (失権)

脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき
- (2) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき
- (3) 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したとき
- (4) 加入者の資格を取得したとき

第5節 遺族給付金

第66条 (支給要件)

基金の加入者又は加入者であった者が、次のいずれかに該当した場合には、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 加入者期間1ヶ月以上の加入者が死亡したとき
- (2) 第61条第1号に該当した者のうち第41条第6号の事由により資格喪失し実施事業所以外の事業所に使用される脱退一時金の受給権者及び第61条第2号に該当する脱退一時金の受給権者であって、脱退一時金の繰下げの申出をしている者(次号に規定する者を除く。)が死亡したとき
- (3) 老齢給付金の支給の繰下げの申出を行っている者が死亡したとき

- (4) 老齢給付金の受給権者（老齢給付金の支給の繰下げの申出を行っている者を除く。）であつて、支給開始後第1年金に相当する部分については20年、第2年金に相当する部分については第57条第1項第2号の支給期間を経過していない者が死亡したとき

第67条（遺族の範囲及び順位）

前条の遺族は次に掲げる者とし、その順位は次の各号の順位とする。ただし、同順位の者が2名以上となる場合には、その1人のした請求は、同順位の者全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

- (1) 配偶者
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

2 前項に規定する遺族が次に掲げる状態になった場合は、遺族ではなくなるものとする。

- (1) 配偶者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき
- (2) 前項第1号及び第2号に掲げる者が直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき又は離縁により給付対象者との親族関係が終了したとき

第68条（一時金額）

第66条第1号、第2号及び第3号の一時金額は、第1仮想個人口座残高及び第2個人口座残高の合計額とする。

- 2 第66条第4号の一時金額は、第1標準年金額に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間（20年から第1年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第5に定める一時金換算率を乗じて得た額と、第2標準年金額（支給期間10年を選択した場合にあつては第57条第1項第2号イに定める額）に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間（第57条第1項第2号の支給期間から第2年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第5に定める一時金換算率を乗じて得た額を合算した額とする。

第7章 掛金

第69条（掛金）

事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき掛金を拠出する。

第70条（標準掛金）

掛金のうち、標準掛金は、各加入者の標準給与に14.6%を乗じて得た額を合算した額とする。

第71条（特別掛金）

掛金のうち、特別掛金は、過去勤務債務の額を平成16年10月から6年1月で償却するための額として、各加入者の標準給与に7.2%を乗じて得た額を合算した額とする。

第72条（事務費掛金）

基金の業務委託費又は基金の事務費に充てるための事務費掛金は、各加入者に1,250円を乗じて得た額を合算した額とする。

第73条（掛金の負担）

事業主は、掛金の全額を負担する。

第74条（掛金の納付期限）

事業主は、各月末日現在で計算された掛金を翌月の末日までに基金に納付するものとする。

- 2 納付する掛金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

第75条（財政再計算）

基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、5年毎に事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うものとする。

- 2 基金は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他規則第50条に定める場合は、掛金の額の再計算を行うものとする。

第76条 削除

第77条 (積立金の額の評価)

基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価で評価するものとする。

第8章 積立金の積立て

第78条 (継続基準の財政検証)

基金は、毎事業年度末日の決算において積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合には、掛金の額を再計算するものとする。

2 前項の許容繰越不足金は、当該事業年度末日における責任準備金の額に100分の15を乗じて得た額とする。

第79条 (非継続基準の財政検証)

事業主は、毎事業年度末日の決算において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条第1号の規定に基づき必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項に定める最低積立基準額は、加入者及び加入者であった者の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る最低保全給付の現価の合計額とする。ただし、現価の計算に用いる再評価率は、基準日の過去5年における指標利率の実績値の平均を用いて算定した率とする。

3 前項に定める最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 基準日において年金給付の支給を受けている者

当該年金給付

(2) 基準日において、老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者

その者が基準日において老齢給付金の支給を請求するとした場合に支給される年金給付

(3) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

その者が老齢給付金支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金

(4) 基準日において加入者である者のうち、基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に老齢給付金を受け
るための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

標準的な退職年齢に達した日（基準日における年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる老齢給付金に、次の
按分率を乗じて得た額

按分率＝A／B

A 基準日時点の仮想個人口座残高

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合の仮想個人口座残高（基準日時点の基準給与及び指標
による仮想個人口座残高とする。）

(5) 基準日において加入者である者のうち、前号に定める者以外の者

標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる脱退一時金に、次の按分率を
乗じて得た額

按分率＝A／B

A 基準日時点の仮想個人口座残高

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合の仮想個人口座残高（基準日時点の基準給与及び指標
による仮想個人口座残高とする。）

4 前項第4号に規定する標準的な退職年齢は60歳とする。

第80条 (臨時掛金)

事業年度中において積立金の額が零になることが見込まれる場合にあっては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項の掛金は、全額事業主が負担する。

第9章 積立金の運用及び業務の委託

第81条 (基金資産運用契約)

基金は、法第66条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と、基金を共済金受取人とする生命共済契約を農業協同組合連合会と、投資一任契約を投資顧問業者とそれぞれ締結するものとする。

- 2 基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第66条第2項の規定に基づき、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。
- 3 第1項の年金信託契約の内容は、令第40条第1項及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
 - (1) 基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。
 - (2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。
- 4 第1項の生命保険契約又は生命共済契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
 - (1) 基金に支払うべき保険金又は共済金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。
 - (2) 保険料又は共済掛金と保険金又は共済金とは相殺しないものであること。
- 5 第1項の投資一任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。
- 6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

第82条 (運用管理規程)

前条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

- (1) 基金資産運用契約の相手方（以下「運用受託機関」という。）の名称
 - (2) 信託金、保険料又は共済掛金の払込割合
 - (3) 支払金、保険金又は共済金の負担割合
 - (4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関
 - (5) 資産額の変更の手続き
 - (6) 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの
- 2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。
 - 3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。
 - 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
 - 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

第83条 (積立金の運用)

基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

第84条 (運用の基本方針及び運用指針)

- 1 基金は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。
- 2 基金は、前項に規定する運用の基本方針と整合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しなければならない。ただし年金特定信託契約、生命保険一般勘定契約及び生命共済一般勘定契約の相手方である運用受託機関を除く。

第85条 (分散投資義務)

基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない。

第86条 (政策的資産構成割合)

- 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。
- 2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置かなければならない。

第87条 (資産状況の確認)

基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

第88条 (基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

基金は、基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第89条 (業務の委託)

基金は、UFJ信託銀行株式会社に次に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 加入者の記録管理（年金受給待期者、年金受給者を含む。）に関する事務
- (4) 掛金額計算事務
- (5) 給付額計算事務

第10章 解散及び清算

第90条（解散）

基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

- (1) 法第85条第1項の認可があったとき
- (2) 法第102条第6項の規定による基金の解散の命令があったとき

第91条（解散時の掛金の一括抛却）

基金が解散する場合において、当該解散する日の積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は当該下回る額を掛金として一括抛却するものとする。

第92条（支給義務の消滅）

基金は、基金が解散したときは、基金の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務についてはこの限りでない。

第93条（残余財産の分配）

基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配しなければならない。

- 2 前項の分配は、解散した日において算定した、各終了制度加入者等に係る最低積立基準額に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

- (1) 残余財産の額が、最低積立基準額を下回る場合

ア 解散した日における受給権者及び老齢給付金の支給要件のうち支給開始要件以外の要件を満たす加入者であった者（以下この号において「受給権者等」という。）

当該受給権者等に係る最低積立基準額。ただし、当該最低積立基準額が残余財産を上回っている場合は、残余財産の額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

（ア）各々の受給権者等の最低積立基準額

（イ）すべての受給権者等に係る最低積立基準額の総額

イ 解散した日における終了制度加入者等（受給権者等を除く。以下この号において同じ。）

残余財産を受給権者等に分配した後、残余がある場合は、当該残余の額に、次の（ウ）に掲げる額を（エ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

（ウ）各々の終了制度加入者等の最低積立基準額

（エ）すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額

- (2) 残余財産の額が、最低積立基準額以上の場合

残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額

イ すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額

- 3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

第10章の2 年金通算

第93条の2（中途脱退者の選択）

この基金は、中途脱退者（第61条第1号に該当する者のうち第41条第6号の事由により資格喪失し実施事業所以外の事業所に使用される者を除く、をいう。以下同じ。）に対し、この基金の加入者の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者の脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換を行う。

- (1) 速やかに脱退一時金を受給すること。
- (2) 速やかに第93条の6の規定に基づき企業年金連合会（以下「連合会」という。）への脱退一時金相当額の

移換を行うこと。

(3) この基金の加入者の資格を喪失した日から1年を経過したときに第93条の6の規定に基づき連合会への脱退一時金相当額の移換を行うこと。

(4) この基金の加入者の資格を喪失した日から1年を経過しても連合会へ脱退一時金相当額の移換は行わないこと。(休職により加入者の資格を喪失した者に限り選択ができる。)

2 前項第3号又は第4号を選択した中途脱退者が、その加入者の資格を喪失した日から1年を経過するまでの間に脱退一時金の受給又は脱退一時金相当額その他制度(他の確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金又は連合会をいう。以下同じ。)への移換を申し出た場合には、同号の規定にかかわらず、この基金は当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額その他制度への移換を行う。

3 前項の脱退一時金相当額その他制度への移換については、次条から第93条の6までのいずれかの規定に基づき行うものとする。

第93条の3 (他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

この基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。

4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

第93条の4 (厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

この基金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であって、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。

4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

第93条の5 (確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。)の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理運用機関又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下この条において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理運用機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。

4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

第93条の6 (企業年金連合会への脱退一時金相当額の移換)

この基金の中途脱退者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。

4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支

給に関する義務を免れる。

第93条の7 (企業年金連合会への残余財産の移換)

この基金の終了制度加入者等は、清算人に連合会への残余財産(第93条の規定により当該終了制度加入者等に分配すべき残余財産をいう。以下この条において同じ。)の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。
- 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第93条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

第93条の8 (加入者への説明)

この基金は、従業者が加入者の資格を取得したとき又は加入者の資格を喪失したときは、第93条の2から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則(平成17年7月5日年企発第0705001号)第2に基づき、当該従業者に対して説明しなければならない。

第11章 雑則

第94条 (事業年度)

基金の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第95条 (届出)

受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、30日以内にその旨を基金に届け出なければならない。

- 2 遺族給付金の受給権者が第67条第2項各号に該当したときは、30日以内にその旨を基金に届け出なければならない。
- 3 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。

第96条 (受給手続)

基金による給付を受ける者は、基金に第47条に定める書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、基金が制度の運営に支障を及ぼさないと認めたときは、その一部の書類の提出を省略することができる。

- (1) 給付の受領方法についての届
 - (2) 年金給付を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届
 - (3) 所得税法(昭和40年法律第33号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)で定める必要な申告書
- 2 前項による届出を行った事項について変更のあったときは、速やかに基金に届け出なければならない。

第97条 (報告書の提出)

基金は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出するものとする。

- 2 基金は、前項の書類を基金の事務所及び実施事業所に備え付けて置くものとする。
- 3 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

第98条 (年金数理関係書類の年金数理人による確認)

基金が厚生労働大臣あてに提出する規則第116条に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

第99条 (業務概況の周知)

基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度1回、次に掲げる事項を加入者及び加入者であった者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているもの(以下この条において「受給権者等」という。)に周知することとする。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- (3) 基金が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況
- (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況
- (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合その他積立金の運用の概況

(7) 基本方針の概要

(8) その他基金の事業に係る重要事項

- 2 基金は、前項に掲げる周知事項を記載した書面を加入者及び受給権者等に交付、又は、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、加入者及び受給権者等が各実施事業所に設置された機器等から、当該記録の内容を常時確認できるようにする。

第100条（法令の適用）

この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続き、その他の執行については、法令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。

附 則

第1条 (施行日)

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

第2条 (加入者及び加入者期間に関する経過措置)

平成16年10月1日に、第39条に定める加入者の資格を有する者は、この規約の施行日（以下「施行日」という。）に加入するものとする。

- 2 前項の規定により加入者となった者が、施行日の前に実施事業所に使用されていた期間及び実施事業所に使用される前に附則別表第1に掲げる厚生年金適用事業所に使用されていた期間を有する場合にあっては、当該厚生年金適用事業所に使用されていた期間は加入者期間に合算するものとし、当該加入者期間の計算は、第42条の規定によるものとする。

第3条 (事業年度の経過措置)

第94条の規定にかかわらず、基金の最初の事業年度は施行日に始まるものとし、平成18年3月31日に終了するものとする。

第3条の2 (再評価率の経過措置)

最初の事業年度（平成16年10月1日から平成18年3月31日。以下同じ。）においては、第44条の3第1項（附則第7条の2において準用する場合を含む。）中「事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入）」を「平成16年10月1日から平成17年3月31日までの期間については、平成15年に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入）」とし、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間については、平成16年に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入）」と読み替えるものとする。

第3条の3 (指標利率の経過措置)

最初の事業年度においては、第57条第3項（附則第8条第3項において準用する場合を含む。）中「事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入）」を「平成16年10月1日から平成17年3月31日までの期間については、平成15年に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入）」とし、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間については、平成16年に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入）」と読み替えるものとする。

第3条の4 (年金額及び一時金額に関する経過措置)

最初の事業年度においては、第48条第1項及び第2項、第57条第3項、附則第8条第1項の「事業年度ごと」を「平成16年10月1日から平成17年3月31日までの期間と平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間のそれぞれについて」と、第48条第1項及び第2項、第57条第1項及び第2項、附則第8条第1項及び第2項の「当該事業年度の」を「平成16年10月1日から平成17年3月31日までの期間と平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間のそれぞれの」と読み替えるものとする。

第4条 (厚生年金基金からの移行)

基金は、法第112条第4項の規定に基づき、同項の規定により消滅した日立超エル・エス・アイ・システムズ厚生年金基金（以下「旧基金」という。）に係る権利義務を承継するものとする。

- 2 この基金は、旧基金が厚生年金代行給付の支給に関する義務を負っている者に係る厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を政府に納付するものとする。
- 3 施行日において、旧基金の受給権を取得している者（年金たる給付の支給要件のうち年齢に関する要件以外の要件を満たしている加入者であった者を含む。以下同じ。）は、支給に関する権利義務が承継された給付について、基金における受給権者とする。

第5条 (継続加入者に係る給付に関する経過措置)

前条第1項の規定によりその支給に関する義務を承継した旧基金の加入員であって、附則第2条の規定によりこの基金の加入者となった者（附則13条に該当する者を除く。）の第1仮想個人口座残高は、第44条第1項及び第2項中「第1初任クレジット」を「日立超LSIシステムズ企業年金基金設立に伴う移行時クレジット取扱規則（以下「移行時クレジット取扱規則」という。）に定める第1年金移行時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「施行日」とそれぞれ読み替えて、第2仮想個人口座残高は、第44条の2第1項及び第2項中「第2初任クレジット」を「移行時クレジット取扱規則に定める第2年金移行時クレジット」

と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「施行日」とそれぞれ読み替えて、計算された額とし、標準給与は、第45条中「第1拠出クレジット」を「施行日現在の加入者の職群等級等に応じた標準年金ポイントに第1年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額」と、「第2拠出クレジット」を「施行日現在の加入者の職群等級等に応じた標準年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額」とそれぞれ読み替えて計算された額とする。

第6条 （経過保障年金）

前条の適用を受ける者（以下「継続加入者」という。）であって施行日の前日において50歳以上の旧基金の加入員であった者（以下「経過保障給付対象者」という。）が、次のいずれにも該当することとなったときは、第2号に該当した日の属する月の翌月から経過保障年金を支給する。

- (1) 加入者期間15年に達したとき
 - (2) 実施事業所に使用されなくなったとき又は60歳に達したとき
- 2 前項に定める者のほか、加入者期間1ヶ月以上15年未満の経過保障給付対象者が定年退職により実施事業所に使用されなくなり60歳に達したときは、60歳に達した日の属する月の翌月から経過保障年金を支給する。

第7条 （第3仮想個人口座残高）

経過保障給付対象者については、次の各号の規定に基づき付与される資格喪失時第3クレジット及び第3利息クレジットの合計額を第3仮想個人口座残高とする。

- (1) 資格喪失時第3クレジットは、次のアに定める額からイに定める額を控除して得た額（イの額がアの額を上回る場合は零）とする。

ア 日立超L S I システムズ企業年金基金設立に伴う移行時クレジット取扱規則第9条に規定する金額

イ 加入者の資格を喪失した日の第1仮想個人口座残高及び第2仮想個人口座残高の合計額

- (2) 第3利息クレジットは、次に規定する日（以下「第3利息クレジット付与日」という。）に付与する。

ア 経過保障年金の支給の繰下げを申し出た場合においては、加入者の資格を喪失した日の翌日以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各4月1日

イ 支給の繰下げが終了した日（死亡により支給の繰下げが終了する場合にあっては、死亡日）

- (3) 第3利息クレジットは、第3利息クレジット付与日時点において、次の算式により算出される金額とし、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入し円単位とする。

$$a \times 3 \times \{ (1 + b \times 1)^{c \times 1/12} - 1 \}$$

ただし、直前の第3利息クレジット付与日以降再評価率に変更があった場合は、次の算式とする。

$$a \times 3 \times \{ (1 + b \times 1)^{c \times 1/12} \times (1 + b \times 2)^{c \times 2/12} - 1 \}$$

a 3：直前の第3利息クレジット付与日（初回の第3利息クレジット付与日においては「資格喪失時第3クレジット付与日」に読み替えるものとする。以下同じ。）における第3仮想個人口座残高

b 1：直前の第3利息クレジット付与日における再評価率

b 2：第3利息クレジット付与日における再評価率

c 1：直前の第3利息クレジット付与日の属する月から第3利息クレジット付与日の属する月の前月（前号イに該当する場合は当月）までのうち再評価率がb 1であった月数

c 2：直前の第3利息クレジット付与日の属する月から第3利息クレジット付与日の属する月の前月（前号イに該当する場合は当月）までのうち再評価率がb 2であった月数

第7条の2 （経過保障年金の再評価率）

前条第3号の再評価率は、第44条の3第1項及び第2項に規定する再評価率とする。

第8条 （経過保障年金額）

経過保障年金（次条の規定によりその支給を繰り下げた場合を含む。）は、裁定請求時に受給権者の選択により、支給期間を5年又は10年とすることができ、その額は、支給期間の選択に応じて次に定める額とする。

ア 支給期間5年の場合

事業年度ごとに計算した第3仮想個人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第3に定める5年確定年金現価率で除して得た額（以下「第3標準年金額」という。）

イ 支給期間10年の場合

第3標準年金額に当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第3に定める5年確定年金現価率を乗じ、当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第3に定める10年確定年金現価率で除して得た額

- 2 指標利率が最低保証利率を上回った事業年度の経過保障年金の額は、当該事業年度の指標利率に応じ別表第3に定める支給期間ごとの年金現価率で第3仮想個人口座残高を除して得た額を計算し、その額が前項により計算された額を上回る額を前項により計算された額に加算した額とする。

- 3 前項の指標利率は、第57条第3項及び第4項に規定する指標利率とする。

第9条 (経過保障年金の支給の繰下げ)

経過保障年金の受給権者であって、経過保障年金の支給を受けていない者は、その者が65歳に達するまでの間、経過保障年金の支給の繰下げを申し出ることができる。

- 2 前項の規定により繰下げを申し出たときは、附則第6条の規定にかかわらず、支給の繰下げの終了を申し出た日の属する月の翌月から経過保障年金を支給する。

第10条 (経過保障年金に代えて支給する一時金)

経過保障年金の受給権者は、その受給権を取得したとき、又は、第59条第1項各号に掲げる事由に該当する場合であって、年金として支給する経過保障年金を受けてから附則第8条第1項の支給期間を経過する日までの間において、その者の申出により、年金に代えて一時金を受けることができる。

- 2 経過保障年金の受給権を取得したときに一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、第3仮想個人口座残高とする。
- 3 年金として支給する経過保障年金を受けてから一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、第3標準年金額（支給期間10年を選択した場合にあっては附則第8条第1項イに定める額）に選択時の最低保証利率及び残存保証期間（附則第8条第1項の支給期間から経過保障年金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第5に定める一時金換算率を乗じて得た額とする。

第11条 (経過保障年金の失権)

経過保障年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 経過保障年金の全部を一時金として支給されたとき
- (3) 附則第8条第1項の支給期間が経過したとき

第12条 (経過保障脱退一時金)

経過保障給付対象者が、加入者期間1ヶ月以上15年未満で加入者の資格を喪失したとき（定年退職及び死亡による資格喪失を除く。）は、経過保障脱退一時金を支給する。

- 2 前項の一時金額は、附則第7条により計算される第3仮想個人口座残高とする。
- 3 経過保障脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
 - (1) 経過保障脱退一時金の全部の支給を受けたとき
 - (2) 経過保障脱退一時金の受給権者が死亡したとき

第12条の2 (経過保障遺族一時金)

経過保障給付対象者が、次の各号のいずれかに該当したときは、経過保障遺族一時金を支給する。

- (1) 加入者が死亡したとき
- (2) 経過保障年金の支給の繰下げの申出を行っている者が死亡したとき
- (3) 経過保障年金の受給権者（経過保障年金の支給の繰下げの申出を行っている者を除く。）であって、経過保障年金支給開始後附則第8条第1項の支給期間を経過していない者が死亡したとき
- 2 前項の遺族の範囲及び順位は第67条の規定を準用する。
- 3 第1項第1号及び第2号の一時金額は、附則第7条により計算される第3仮想個人口座残高とする。
- 4 第1項第3号の一時金額は、第3標準年金額（支給期間10年を選択した場合にあっては附則第8条第1項イに定める額）に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間（附則第8条第1項の支給期間から経過保障年金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第5に定める一時金換算率を乗じて得た額とする。

第13条 (非継続加入者)

附則第4条第1項の規定によりその支給に関する義務を承継した旧基金の加入員（旧基金の受給権を取得している者を除く。）であって施行日において従業者に該当しない者（以下「非継続加入者」という。）は、施行日において基金の加入者の資格を喪失するものとする。

第14条 (特例脱退一時金)

非継続加入者が施行日において、次の第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、特例脱退一時金を支給する。

- (1) 加入者期間15年未満
- (2) 加入者期間15年以上かつ60歳未満
- 2 特例脱退一時金の額は、施行日の前日における旧規約に基づき計算された基本退職年金額から、次の第1号及び第2号に定める額の合計額を控除した額（以下「特例基準額」という。）に、施行日現在の年齢及び附則別表第3に掲げる年齢（以下「特例支給開始年齢」という。）に応じて附則別表第Bに定める率を乗じて得た額とする。
 - (1) 旧基金の加入員であった全期間のうち平成15年4月1日前の加入員期間に係る平均標準報酬月額1,000

分の7.125（附則別表第2-1の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に、平成15年4月1日以前の加入員期間に係る月数を乗じて得た額

(2) 旧基金の加入員であった全期間のうち平成15年4月1日以後の加入員期間に係る平均標準給与額の1,000分の5.481（附則別表第2-2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に、平成15年4月1日以後の加入員期間に係る月数を乗じて得た額

3 第1項第2号に該当した者は、60歳に達するまでの間、特例脱退一時金の支給の繰下げを申し出ることができる。この場合、支給を繰り下げた特例脱退一時金の額は、特例基準額に繰下げが終了したときの年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Bに定める率を乗じて得た額とする。

4 特例脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 特例脱退一時金の全部の支給を受けたとき

(2) 特例脱退一時金の受給権者が死亡したとき

(3) 特例脱退一時金の受給権者が附則第14条の2に規定する特例老齢給付金の受給権を取得したとき

第14条の2（特例老齢給付金）

非継続加入者が施行日において、加入者期間15年以上かつ60歳以上に該当するとき又は特例脱退一時金を繰下げている者が、60歳に達したときは、特例老齢給付金を支給する。

2 特例老齢給付金の額は、特例基準額に施行日現在の年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Aに定める率を乗じて得た額とし、60歳に達した日（施行日において60歳以上の者については施行日とする。）の属する月の翌月から支給する。

3 特例老齢給付金の受給権者は、その受給権を取得したとき又は第59条第1項各号に掲げる事由に該当した場合であって特例老齢給付金を受けてから5年を経過する日までの間において、特例老齢給付金に代えて一時金を受けることができる。この場合、一時金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特例老齢給付金の受給権を取得したときに申し出た場合

特例基準額に申し出たときの年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Bに定める率を乗じて得た額

(2) 特例老齢給付金を受けてから5年を経過する日までの間に申し出た場合

特例老齢給付金の額に既に支給を受けた期間に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額

4 特例老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 受給権者が死亡したとき

(2) 特例老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき

(3) 特例老齢給付金の支給を受けてから5年を経過したとき

第15条（特例遺族一時金）

非継続加入者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その者の遺族（遺族の範囲及び順位は第67条の例による。）に特例遺族一時金を支給する。

(1) 前条第3項の規定によりその支給を繰り下げている特例脱退一時金の受給権者が死亡したとき

(2) 特例老齢給付金の受給権者であって支給開始後5年を経過していない者が死亡したとき

2 特例遺族一時金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する場合

特例基準額に死亡したときの年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Bに定める率を乗じて得た額

(2) 前項第2号に該当する場合

特例老齢給付金の額に既に支給を受けた期間に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額

第16条（承継受給権者に係る給付に関する経過措置）

附則第4条第3項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した旧基金の受給権者（以下「承継受給権者」という。）に支給する旧基金の基本年金額に相当する部分の給付については、次条から附則第20条までの規定により次の各号に掲げる給付として支給する。

(1) 本人の選択に基づき、経過基本年金A若しくは経過基本年金B

(2) 経過基本年金C

(3) 経過基本年金D

2 前項第1号に規定する選択は、施行日に行うこととする。

3 前項のほか施行日現在60歳未満である承継受給権者については、附則第17条第3項又は附則第18条第5項の規定により受給権が消滅している場合を除き、60歳到達時に第1項第1号に規定する選択を再び行うことができるものとする。

第17条（経過基本年金A）

承継受給権者が経過基本年金Aを選択した場合は、施行日の属する月（施行日において旧基金の基本年金額に相当する部分の支給開始年齢に達していない者にあつては当該年齢に達した月）の翌月から経過基本年金Aを支給

する。

- 2 前項の経過基本年金Aの額は、特例基準額とする。
- 3 経過基本年金Aの受給権は、受給権者が死亡したときに消滅する。

第18条（経過基本年金B）

承継受給権者が経過基本年金Bを選択した場合は、施行日の属する月（施行日において60歳未満の者については60歳に達した月）の翌月から経過基本年金Bを支給する。

- 2 経過基本年金Bの額は、特例基準額に、施行日における年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Aに定める率を乗じて得た額とする。
- 3 経過基本年金Bの受給権者が、経過基本年金Bを選択したときから経過基本年金Bの支給を受けるまでの間又は第59条第1項各号に該当した場合であって経過基本年金Bを受けてから5年を経過する日までの間に申し出たときは、経過基本年金Bに代えて経過選択一時金Bを受けることができる。
- 4 経過選択一時金Bの額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。
 - (1) 経過基本年金Bの支給を受けるまでの間に申し出た場合
特例基準額に申し出たときの年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Bに定める率を乗じて得た額
 - (2) 経過基本年金Bの支給を受けてから5年を経過する日までの間に申し出た場合
経過基本年金Bの額に既に支給を受けた期間に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額
- 5 経過基本年金Bの受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
 - (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 経過基本年金Bの全部を一時金として支給されたとき
 - (3) 経過基本年金Bの支給を受けてから5年を経過したとき

第18条の2（経過遺族一時金B）

前条の経過基本年金Bの受給権者が支給開始後5年を経過するまでに死亡したときは、その者の遺族に経過遺族一時金Bを支給する。

- 2 経過遺族一時金Bの額は次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。
 - (1) 経過基本年金Bの支給を受けるまでの間に死亡した場合
特例基準額に死亡したときの年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Bに定める率を乗じて得た額
 - (2) 経過基本年金Bの支給を受けてから5年を経過する日までの間に死亡した場合
経過基本年金Bの額に既に支給を受けた期間に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額

第19条（経過基本年金C）

平成14年3月以前に旧基金の受給権を取得した承継受給権者のうち、男子にあつて昭和28年4月2日以降に生まれた者又は女子にあつて昭和33年4月2日以降に生まれた者については、その者が60歳に達した日の属する月の翌月からその者が65歳（厚年法附則第8条の2の規定に該当する者にあつては、同条に定める年齢。以下「支給終了年齢」という。）に達した日（当該達した日までにその者が死亡したときは死亡した日）の属する月までの間、経過基本年金Cを支給する。

- 2 前項の経過基本年金Cの額は、代行年金額とする。
- 3 経過基本年金Cの受給権者が、経過基本年金Cの支給を受けるまでの間に、又は経過基本年金Cを受給中に第59条第1項各号に該当した場合に申し出たときは、経過基本年金Cに代えて経過選択一時金Cを受けることができる。
- 4 経過選択一時金Cの額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。
 - (1) 経過基本年金Cの支給を受けるまでの間に申し出た場合
代行年金額に申し出たときの年齢及び60歳から支給終了年齢までの期間に応じ附則別表第Dに定める率を乗じて得た額
 - (2) 経過基本年金Cの支給を受けてから支給終了年齢に達する日までの間に申し出た場合
経過基本年金Cの額に既に支給を受けた期間及び60歳から支給終了年齢までの期間に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額
- 5 経過基本年金Cの受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
 - (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 経過基本年金Cの全部を一時金として支給されたとき
 - (3) 支給終了年齢に達したとき

第19条の2（経過遺族一時金C）

前条の経過基本年金Cの受給権者が特例支給開始年齢に到達するまでに死亡したときは、その者の遺族に経過遺族一時金Cを支給する。

- 2 経過遺族一時金Cの額は次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

- (1) 経過基本年金Cの支給を受けるまでの間に死亡した場合
代行年金額に死亡したときの年齢及び 60 歳から支給終了年齢までの期間に応じ附則別表第Dに定める率を乗じて得た額
- (2) 経過基本年金Cの支給を受けてから5年を経過する日までの間に死亡した場合
経過基本年金Cの額に既に支給を受けた期間及び 60 歳から支給終了年齢までの期間に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額

第20条（経過基本年金D）

承継受給権者のうち、施行日以降において次の各号に該当することとなった者が申し出たときはその者に経過基本年金Dを支給する。

- (1) 厚年法附則第8条の2に規定する年齢に達している者が、同法第42条第2項に定める老齢厚生年金の支給要件を満たさない場合
 - (2) 厚年法附則第8条（同法附則第8条の2の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定による老齢厚生年金（以下「特例支給の老齢厚生年金」という。）又は厚年法附則第7条の3若しくは同法附則第13条の4に規定する老齢厚生年金（以下「繰上げ支給の老齢厚生年金」という。）の受給権を有する者（この基金の実施事業所に使用されている者を除く。）が、厚年法附則第13条第4項各号（第3号及び第4号を除く。）又は同法附則第7条の6第5項各号若しくは同法附則第13条の7第5項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合
 - (3) 特例支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権を有する者が、厚年法附則第13条第4項第3号若しくは第4号又は同法附則第13条の7第5項第2号のいずれかに該当する場合
 - (4) 老齢厚生年金の受給権者が、厚年法第133条の2第3項各号のいずれかに該当する場合
 - (5) 特例支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権を有する者（平成10年10月2日以降平成11年3月20日までに当該受給権を取得した者に限る。）が、厚年法附則第7条の4（同法附則第11条の5又は同法附則第13条の6第3項の規定により準用される場合を含む。）の規定により当該老齢厚生年金の支給が停止されている場合
 - (6) 老齢厚生年金の受給権者が、厚年法第38条第1項に該当する場合
 - (7) 老齢厚生年金の受給権者が、厚年法第38条の2第1項に該当する場合
- 2 前項の経過基本年金Dの額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に該当する場合
その者に係る代行年金額
 - (2) 前項第2号に該当する場合
その者に係る代行年金額から、厚年法附則第13条第4項各号（第3号及び第4号を除く。）又は同法附則第7条の6第5項各号若しくは同法附則第13条の7第5項各号（第2号を除く。）のうちいずれか該当する号に定める額を控除して得た額
 - (3) 前項第3号に該当する場合
その者に係る代行年金額（旧規約第59条第3項又は第65条第3項の規定によりその支給が停止される部分に相当する額を除く。）から厚年法附則第13条第4項第3号若しくは第4号又は同法附則第13条の7第5項第2号のいずれか該当した号に定める額を控除して得た額
 - (4) 前項第4号に該当する場合
厚年法第133条の2第3項に規定する支給停止額（その額が代行年金に相当する額を超える場合は代行年金に相当する額とする。）
 - (5) 前項第5号に該当する場合
その者に係る代行年金額
 - (6) 前項第6号に該当する場合
その者に係る代行年金額
 - (7) 前項第7号に該当する場合
その者に係る代行年金額の2分の1
- 3 経過基本年金Dの受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
- (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 受給権者が、第1項各号に該当しなくなったとき

第21条（給付に関する規定の準用）

経過保障年金、経過保障遺族一時金、特例脱退一時金、特例老齢給付金、特例遺族一時金、経過基本年金B、経過遺族一時金B、経過基本年金C、経過遺族一時金Cの給付については、第47条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条の規定を準用するものとする。

- 2 経過基本年金A、経過基本年金Dの給付については、第47条第1項及び第2項、並びに、旧規約の第52条、第53条、第54条の規定を準用するものとする。但し、旧規約第54条の準用にあたっては、同条第3項に規定する表を

以下の表に読み替えるものとし、施行日現在60歳以上である承継受給権者については、施行日の前日現在適用されていた取扱いを継続する。

金 額	9 万円以上	6 万円以上 9 万円未満	3 万円以上 6 万円未満	3 万円未満
支払期月	2 月、4 月、6 月、 8 月、10 月、12 月	2 月、6 月、10 月	6 月、12 月	6 月

第22条（厚生年金基金から移行する際の不足額の一括抛却）

基金は、旧基金が法第112条の規定に基づき、確定給付企業年金に移行するにあたり、当該移行する日における年金給付等積立金の額が、当該移行する日において旧基金が年金たる給付（厚生年金代行給付に限る）の支給に関する義務を負っている者に係る厚年法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を下回るときは、実施事業所の事業主は当該下回る額を特別掛金として一括して抛却するものとする。

- 2 前項に規定する特別掛金の抛却は、当該特別掛金の額を実施事業所の事業主が基金に納付することにより行なうものとする。
- 3 前2項に定めるところにより、この基金が当該特別掛金の納入の告知をしたときは実施事業所の事業主は、納入告知書に定める納付期限までに当該特別掛金を納付しなければならない。

第23条（代議員及び役員の任期に関する経過措置）

施行日前日において、旧基金の代議員、理事（理事長を含む。）又は監事である者（以下「代議員等」という。）は、施行日以降引き続き、基金の代議員等となるものとする。

- 2 前項の規定により、施行日に基金の代議員等となった者の任期は、第8条第1項及び第27条第1項の規定にかかわらず、残任期間までとする。

第24条 削除

第25条 削除

第26条（適格退職年金からの移行）

基金は、施行日の前日において当該事業主が実施していた適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継するものとする。

- 2 基金の基金資産運用機関は、平成16年10月30日までに、当該適格退職年金契約に係る積立金の移換を受けるものとする。
- 3 施行日の前日において、当該適格退職年金の受給権を取得している者は、支給に関する権利義務が承継された給付について、基金における受給権者とする。

第27条（他の確定給付企業年金への権利義務移転）

基金の加入者が加入者の資格を喪失した日又はその翌日に当該加入者がエルピーダメモリ株式会社が実施する確定給付企業年金（規約番号関規第000705号。以下、本条において「移転先制度」という。）の加入者となる場合にあっては、当該加入者の給付の支給に関する権利義務を移転先制度に移転する。

- 2 前項の権利義務の移転が行われた場合にあっては、基金は、積立金の額のうち、移転承継日の前日における要支給額を移転先制度の資産管理運用機関に移換するものとする。
- 3 前項の積立金の額の移換は、第1項の権利義務の移転が行われた日の属する月の翌月末日までに行うものとする。

附則

〔厚生年金保険法の一部改正(在職老齢年金)に伴う規約の引用条文(規定番号)の変更〕(平成17年4月18日認可)

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

〔ポータビリティ規約の一部を変更する規約〕(平成18年 月 日認可)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

(厚生年金基金の権利義務を承継した中途脱退者に関する経過措置)

第2条 平成17年10月1日前に、この規約による変更前の日立超L S Iシステムズ企業年金基金規約附則第24条第1項に規定する者に係る脱退一時金相当額の交付(ただし、平成18年2月前までに当該交付が行われる場合に限る。)については、なお従前の例による。

附則別表第1 加入者期間を合算する厚生年金適用事業所の名称及び所在地

厚生年金適用事業所の名称	所在地
株式会社日立製作所	東京都 千代田区
日立熱器具株式会社	千葉県 柏市
株式会社日立国際電気	東京都 中野区
株式会社日立空調システム	静岡県 静岡市
株式会社日立テレコムテクノロジー	福島県 郡山市
日立ライティング株式会社	東京都 千代田区

附則別表第2-1

生 年 月 日	率
昭和 2年 4月 1日までに生まれた者	10.0
昭和 2年 4月 2日から昭和 3年 4月 1日までに生まれた者	9.86
昭和 3年 4月 2日から昭和 4年 4月 1日までに生まれた者	9.72
昭和 4年 4月 2日から昭和 5年 4月 1日までに生まれた者	9.58
昭和 5年 4月 2日から昭和 6年 4月 1日までに生まれた者	9.44
昭和 6年 4月 2日から昭和 7年 4月 1日までに生まれた者	9.31
昭和 7年 4月 2日から昭和 8年 4月 1日までに生まれた者	9.17
昭和 8年 4月 2日から昭和 9年 4月 1日までに生まれた者	9.04
昭和 9年 4月 2日から昭和10年 4月 1日までに生まれた者	8.91
昭和10年 4月 2日から昭和11年 4月 1日までに生まれた者	8.79
昭和11年 4月 2日から昭和12年 4月 1日までに生まれた者	8.66
昭和12年 4月 2日から昭和13年 4月 1日までに生まれた者	8.54
昭和13年 4月 2日から昭和14年 4月 1日までに生まれた者	8.41
昭和14年 4月 2日から昭和15年 4月 1日までに生まれた者	8.29
昭和15年 4月 2日から昭和16年 4月 1日までに生まれた者	7.771
昭和16年 4月 2日から昭和17年 4月 1日までに生まれた者	7.657
昭和17年 4月 2日から昭和18年 4月 1日までに生まれた者	7.543
昭和18年 4月 2日から昭和19年 4月 1日までに生まれた者	7.439
昭和19年 4月 2日から昭和20年 4月 1日までに生まれた者	7.334
昭和20年 4月 2日から昭和21年 4月 1日までに生まれた者	7.230

附則別表第2-2

生 年 月 日	率
昭和2年 4月 1日までに生まれた者	7.692
昭和2年 4月 2日から昭和3年 4月 1日までに生まれた者	7.585
昭和3年 4月 2日から昭和4年 4月 1日までに生まれた者	7.477
昭和4年 4月 2日から昭和5年 4月 1日までに生まれた者	7.369
昭和5年 4月 2日から昭和6年 4月 1日までに生まれた者	7.262
昭和6年 4月 2日から昭和7年 4月 1日までに生まれた者	7.162
昭和7年 4月 2日から昭和8年 4月 1日までに生まれた者	7.054
昭和8年 4月 2日から昭和9年 4月 1日までに生まれた者	6.954
昭和9年 4月 2日から昭和10年 4月 1日までに生まれた者	6.854
昭和10年 4月 2日から昭和11年 4月 1日までに生まれた者	6.762
昭和11年 4月 2日から昭和12年 4月 1日までに生まれた者	6.662
昭和12年 4月 2日から昭和13年 4月 1日までに生まれた者	6.569
昭和13年 4月 2日から昭和14年 4月 1日までに生まれた者	6.469
昭和14年 4月 2日から昭和15年 4月 1日までに生まれた者	6.377
昭和15年 4月 2日から昭和16年 4月 1日までに生まれた者	5.978
昭和16年 4月 2日から昭和17年 4月 1日までに生まれた者	5.890
昭和17年 4月 2日から昭和18年 4月 1日までに生まれた者	5.802
昭和18年 4月 2日から昭和19年 4月 1日までに生まれた者	5.722
昭和19年 4月 2日から昭和20年 4月 1日までに生まれた者	5.642
昭和20年 4月 2日から昭和21年 4月 1日までに生まれた者	5.562

附則別表第3

生 年 月 日	男子	女子
昭和28年 4月 1日までに生まれた者	60歳	60歳
昭和28年 4月 2日から昭和30年 4月 1日までに生まれた者	61歳	60歳
昭和30年 4月 2日から昭和32年 4月 1日までに生まれた者	62歳	60歳
昭和32年 4月 2日から昭和33年 4月 1日までに生まれた者	63歳	60歳
昭和33年 4月 2日から昭和34年 4月 1日までに生まれた者	63歳	61歳
昭和34年 4月 2日から昭和35年 4月 1日までに生まれた者	64歳	61歳
昭和35年 4月 2日から昭和36年 4月 1日までに生まれた者	64歳	62歳
昭和36年 4月 2日から昭和37年 4月 1日までに生まれた者	65歳	62歳
昭和37年 4月 2日から昭和39年 4月 1日までに生まれた者	65歳	63歳
昭和39年 4月 2日から昭和41年 4月 1日までに生まれた者	65歳	64歳
昭和41年 4月 2日以降生まれた者	65歳	65歳

附則別表第A

年齢	特 例 支 給 開 始 年 齢					
	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳
15 歳	2.5223	2.3208	2.1315	1.9539	1.7875	1.6318
16	2.5231	2.3214	2.1321	1.9544	1.7880	1.6322
17	2.5239	2.3220	2.1328	1.9551	1.7885	1.6326
18	2.5253	2.3235	2.1341	1.9562	1.7895	1.6338
19	2.5271	2.3252	2.1355	1.9576	1.7910	1.6349
20	2.5287	2.3265	2.1368	1.9589	1.7920	1.6359
21	2.5305	2.3282	2.1384	1.9603	1.7932	1.6371
22	2.5319	2.3296	2.1396	1.9613	1.7944	1.6380
23	2.5335	2.3310	2.1409	1.9626	1.7955	1.6391
24	2.5352	2.3325	2.1424	1.9638	1.7967	1.6401
25	2.5368	2.3341	2.1438	1.9652	1.7979	1.6413
26	2.5382	2.3355	2.1449	1.9664	1.7988	1.6422
27	2.5398	2.3368	2.1462	1.9674	1.7999	1.6431
28	2.5411	2.3380	2.1473	1.9685	1.8008	1.6440
29	2.5426	2.3394	2.1487	1.9697	1.8020	1.6450
30	2.5444	2.3411	2.1502	1.9710	1.8032	1.6461
31	2.5460	2.3425	2.1514	1.9722	1.8043	1.6471
32	2.5474	2.3438	2.1527	1.9733	1.8053	1.6480
33	2.5491	2.3454	2.1541	1.9747	1.8066	1.6491
34	2.5508	2.3470	2.1556	1.9760	1.8077	1.6502
35	2.5527	2.3488	2.1572	1.9775	1.8091	1.6515
36	2.5548	2.3506	2.1589	1.9791	1.8105	1.6528
37	2.5571	2.3528	2.1609	1.9809	1.8122	1.6543
38	2.5594	2.3548	2.1628	1.9826	1.8138	1.6558
39	2.5621	2.3574	2.1652	1.9848	1.8157	1.6576
40	2.5651	2.3601	2.1676	1.9870	1.8179	1.6595
41	2.5682	2.3630	2.1702	1.9895	1.8201	1.6615
42	2.5719	2.3663	2.1734	1.9923	1.8227	1.6638
43	2.5759	2.3700	2.1767	1.9954	1.8255	1.6664
44	2.5803	2.3740	2.1804	1.9988	1.8286	1.6692
45	2.5851	2.3785	2.1845	2.0026	1.8320	1.6724
46	2.5906	2.3836	2.1892	2.0068	1.8359	1.6760
47	2.5969	2.3894	2.1945	2.0117	1.8404	1.6800
48	2.6038	2.3957	2.2003	2.0170	1.8453	1.6845
49	2.6113	2.4026	2.2067	2.0228	1.8506	1.6893
50	2.6197	2.4103	2.2137	2.0293	1.8565	1.6948
51	2.6287	2.4186	2.2214	2.0363	1.8629	1.7006
52	2.6390	2.4281	2.2301	2.0443	1.8702	1.7073
53	2.6503	2.4385	2.2396	2.0530	1.8782	1.7146
54	2.6626	2.4498	2.2500	2.0626	1.8869	1.7225
55	2.6759	2.4621	2.2613	2.0729	1.8964	1.7312
56	2.6906	2.4755	2.2737	2.0843	1.9068	1.7406
57	2.7067	2.4904	2.2873	2.0967	1.9182	1.7511
58	2.7246	2.5068	2.3024	2.1106	1.9309	1.7626
59	2.7446	2.5253	2.3193	2.1261	1.9451	1.7756
60	2.7671	2.5460	2.3383	2.1436	1.9610	1.7902
61	2.7102	2.7102	2.4892	2.2818	2.0875	1.9056
62	2.6524	2.6524	2.6524	2.4314	2.2244	2.0306
63	2.5935	2.5935	2.5935	2.5935	2.3726	2.1659
64	2.5334	2.5334	2.5334	2.5334	2.5334	2.3127
65	2.4719	2.4719	2.4719	2.4719	2.4719	2.4719
66	2.4088	2.4088	2.4088	2.4088	2.4088	2.4088
67	2.3440	2.3440	2.3440	2.3440	2.3440	2.3440
68	2.2775	2.2775	2.2775	2.2775	2.2775	2.2775
69	2.2096	2.2096	2.2096	2.2096	2.2096	2.2096
70	2.1404	2.1404	2.1404	2.1404	2.1404	2.1404
71	2.0702	2.0702	2.0702	2.0702	2.0702	2.0702
72	1.9989	1.9989	1.9989	1.9989	1.9989	1.9989

	特 例 支 給 開 始 年 齢					
年 齢	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳
73	1.9270	1.9270	1.9270	1.9270	1.9270	1.9270
74	1.8547	1.8547	1.8547	1.8547	1.8547	1.8547
75	1.7822	1.7822	1.7822	1.7822	1.7822	1.7822
76	1.7099	1.7099	1.7099	1.7099	1.7099	1.7099
77	1.6380	1.6380	1.6380	1.6380	1.6380	1.6380
78	1.5670	1.5670	1.5670	1.5670	1.5670	1.5670
79	1.4976	1.4976	1.4976	1.4976	1.4976	1.4976
80	1.4300	1.4300	1.4300	1.4300	1.4300	1.4300
81	1.3630	1.3630	1.3630	1.3630	1.3630	1.3630
82	1.2982	1.2982	1.2982	1.2982	1.2982	1.2982
83	1.2359	1.2359	1.2359	1.2359	1.2359	1.2359
84	1.1759	1.1759	1.1759	1.1759	1.1759	1.1759
85	1.1179	1.1179	1.1179	1.1179	1.1179	1.1179
86	1.0627	1.0627	1.0627	1.0627	1.0627	1.0627
87	1.0109	1.0109	1.0109	1.0109	1.0109	1.0109
88	0.9620	0.9620	0.9620	0.9620	0.9620	0.9620
89	0.9151	0.9151	0.9151	0.9151	0.9151	0.9151
90	0.8698	0.8698	0.8698	0.8698	0.8698	0.8698
91	0.8279	0.8279	0.8279	0.8279	0.8279	0.8279
92	0.7880	0.7880	0.7880	0.7880	0.7880	0.7880
93	0.7499	0.7499	0.7499	0.7499	0.7499	0.7499
94	0.7134	0.7134	0.7134	0.7134	0.7134	0.7134
95	0.6781	0.6781	0.6781	0.6781	0.6781	0.6781
96	0.6451	0.6451	0.6451	0.6451	0.6451	0.6451
97	0.6135	0.6135	0.6135	0.6135	0.6135	0.6135
98	0.5847	0.5847	0.5847	0.5847	0.5847	0.5847
99	0.5575	0.5575	0.5575	0.5575	0.5575	0.5575
100	0.5316	0.5316	0.5316	0.5316	0.5316	0.5316
101	0.5070	0.5070	0.5070	0.5070	0.5070	0.5070
102	0.4836	0.4836	0.4836	0.4836	0.4836	0.4836
103	0.4612	0.4612	0.4612	0.4612	0.4612	0.4612
104	0.4396	0.4396	0.4396	0.4396	0.4396	0.4396
105	0.4183	0.4183	0.4183	0.4183	0.4183	0.4183
106	0.3964	0.3964	0.3964	0.3964	0.3964	0.3964
107	0.3723	0.3723	0.3723	0.3723	0.3723	0.3723
108	0.3429	0.3429	0.3429	0.3429	0.3429	0.3429
109	0.3024	0.3024	0.3024	0.3024	0.3024	0.3024
110	0.2378	0.2378	0.2378	0.2378	0.2378	0.2378
111	0.1233	0.1233	0.1233	0.1233	0.1233	0.1233

(注) A歳Bヵ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A+1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B / 12$$

附則別表第B

年齢	特 例 支 給 開 始 年 齢					
	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳
15 歳	0.9900	0.9109	0.8366	0.7669	0.7016	0.6405
16	1.0448	0.9613	0.8829	0.8093	0.7404	0.6759
17	1.1027	1.0145	0.9318	0.8542	0.7814	0.7133
18	1.1639	1.0709	0.9836	0.9016	0.8248	0.7530
19	1.2287	1.1305	1.0383	0.9518	0.8708	0.7949
20	1.2972	1.1935	1.0962	1.0049	0.9193	0.8392
21	1.3695	1.2600	1.1573	1.0609	0.9705	0.8860
22	1.4457	1.3302	1.2217	1.1199	1.0246	0.9353
23	1.5262	1.4042	1.2897	1.1823	1.0816	0.9874
24	1.6111	1.4823	1.3615	1.2480	1.1418	1.0423
25	1.7007	1.5648	1.4372	1.3175	1.2053	1.1003
26	1.7953	1.6519	1.5171	1.3908	1.2723	1.1615
27	1.8952	1.7437	1.6015	1.4681	1.3431	1.2261
28	2.0006	1.8407	1.6906	1.5498	1.4178	1.2943
29	2.1119	1.9431	1.7847	1.6360	1.4967	1.3663
30	2.2294	2.0513	1.8840	1.7270	1.5800	1.4423
31	2.3535	2.1654	1.9888	1.8231	1.6679	1.5226
32	2.4845	2.2859	2.0995	1.9246	1.7607	1.6073
33	2.6228	2.4132	2.2164	2.0318	1.8588	1.6968
34	2.7689	2.5477	2.3399	2.1450	1.9623	1.7913
35	2.9234	2.6898	2.4704	2.2646	2.0718	1.8913
36	3.0867	2.8400	2.6084	2.3911	2.1875	1.9969
37	3.2593	2.9989	2.7543	2.5248	2.3098	2.1086
38	3.4419	3.1668	2.9085	2.6662	2.4392	2.2267
39	3.6349	3.3445	3.0717	2.8158	2.5760	2.3516
40	3.8392	3.5324	3.2443	2.9740	2.7208	2.4837
41	4.0555	3.7314	3.4270	3.1416	2.8741	2.6236
42	4.2845	3.9421	3.6206	3.3190	3.0364	2.7718
43	4.5271	4.1653	3.8256	3.5069	3.2083	2.9287
44	4.7843	4.4019	4.0429	3.7061	3.3905	3.0951
45	5.0570	4.6528	4.2733	3.9174	3.5838	3.2715
46	5.3465	4.9193	4.5181	4.1417	3.7890	3.4589
47	5.6542	5.2024	4.7781	4.3800	4.0071	3.6579
48	5.9809	5.5030	5.0541	4.6331	4.2386	3.8693
49	6.3282	5.8224	5.3476	4.9021	4.4847	4.0939
50	6.6974	6.1622	5.6596	5.1881	4.7463	4.3328
51	7.0905	6.5238	5.9918	5.4926	5.0249	4.5871
52	7.5095	6.9094	6.3459	5.8173	5.3219	4.8582
53	7.9564	7.3205	6.7235	6.1634	5.6386	5.1473
54	8.4329	7.7590	7.1262	6.5326	5.9763	5.4556
55	8.9414	8.2269	7.5559	6.9265	6.3367	5.7846
56	9.4848	8.7268	8.0151	7.3474	6.7218	6.1361
57	10.0665	9.2620	8.5066	7.7980	7.1340	6.5124
58	10.6904	9.8360	9.0338	8.2813	7.5761	6.9160
59	11.3613	10.4533	9.6008	8.8010	8.0516	7.3500
60	12.0844	11.1187	10.2118	9.3612	8.5640	7.8178
61	11.8359	11.8359	10.8706	9.9650	9.1165	8.3221
62	11.5831	11.5831	11.5831	10.6182	9.7141	8.8677
63	11.3259	11.3259	11.3259	11.3259	10.3615	9.4587
64	11.0636	11.0636	11.0636	11.0636	11.0636	10.0996
65	10.7952	10.7952	10.7952	10.7952	10.7952	10.7952
66	10.5196	10.5196	10.5196	10.5196	10.5196	10.5196
67	10.2365	10.2365	10.2365	10.2365	10.2365	10.2365
68	9.9462	9.9462	9.9462	9.9462	9.9462	9.9462
69	9.6494	9.6494	9.6494	9.6494	9.6494	9.6494
70	9.3474	9.3474	9.3474	9.3474	9.3474	9.3474
71	9.0408	9.0408	9.0408	9.0408	9.0408	9.0408
72	8.7295	8.7295	8.7295	8.7295	8.7295	8.7295

	特 例 支 給 開 始 年 齢					
年齢	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳
73	8.4154	8.4154	8.4154	8.4154	8.4154	8.4154
74	8.0997	8.0997	8.0997	8.0997	8.0997	8.0997
75	7.7832	7.7832	7.7832	7.7832	7.7832	7.7832
76	7.4672	7.4672	7.4672	7.4672	7.4672	7.4672
77	7.1532	7.1532	7.1532	7.1532	7.1532	7.1532
78	6.8432	6.8432	6.8432	6.8432	6.8432	6.8432
79	6.5400	6.5400	6.5400	6.5400	6.5400	6.5400
80	6.2451	6.2451	6.2451	6.2451	6.2451	6.2451
81	5.9522	5.9522	5.9522	5.9522	5.9522	5.9522
82	5.6695	5.6695	5.6695	5.6695	5.6695	5.6695
83	5.3974	5.3974	5.3974	5.3974	5.3974	5.3974
84	5.1352	5.1352	5.1352	5.1352	5.1352	5.1352
85	4.8820	4.8820	4.8820	4.8820	4.8820	4.8820
86	4.6411	4.6411	4.6411	4.6411	4.6411	4.6411
87	4.4146	4.4146	4.4146	4.4146	4.4146	4.4146
88	4.2010	4.2010	4.2010	4.2010	4.2010	4.2010
89	3.9964	3.9964	3.9964	3.9964	3.9964	3.9964
90	3.7985	3.7985	3.7985	3.7985	3.7985	3.7985
91	3.6154	3.6154	3.6154	3.6154	3.6154	3.6154
92	3.4411	3.4411	3.4411	3.4411	3.4411	3.4411
93	3.2748	3.2748	3.2748	3.2748	3.2748	3.2748
94	3.1153	3.1153	3.1153	3.1153	3.1153	3.1153
95	2.9614	2.9614	2.9614	2.9614	2.9614	2.9614
96	2.8173	2.8173	2.8173	2.8173	2.8173	2.8173
97	2.6793	2.6793	2.6793	2.6793	2.6793	2.6793
98	2.5536	2.5536	2.5536	2.5536	2.5536	2.5536
99	2.4346	2.4346	2.4346	2.4346	2.4346	2.4346
100	2.3216	2.3216	2.3216	2.3216	2.3216	2.3216
101	2.2142	2.2142	2.2142	2.2142	2.2142	2.2142
102	2.1119	2.1119	2.1119	2.1119	2.1119	2.1119
103	2.0141	2.0141	2.0141	2.0141	2.0141	2.0141
104	1.9197	1.9197	1.9197	1.9197	1.9197	1.9197
105	1.8268	1.8268	1.8268	1.8268	1.8268	1.8268
106	1.7310	1.7310	1.7310	1.7310	1.7310	1.7310
107	1.6259	1.6259	1.6259	1.6259	1.6259	1.6259
108	1.4976	1.4976	1.4976	1.4976	1.4976	1.4976
109	1.3204	1.3204	1.3204	1.3204	1.3204	1.3204
110	1.0385	1.0385	1.0385	1.0385	1.0385	1.0385
111	0.5384	0.5384	0.5384	0.5384	0.5384	0.5384

(注) A歳Bヵ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)
 $= A\text{歳の率} + \{(A+1)\text{歳の率} - A\text{歳の率}\} \times B / 12$

附則別表第C

	60 歳から支給終了年齢までの期間				
支給済期間	5 年	4	3	2	1
0 年	4.3671	3.5846	2.7591	1.8882	0.9694
1	3.5846	2.7591	1.8882	0.9694	0
2	2.7591	1.8882	0.9694	0	
3	1.8882	0.9694	0		
4	0.9694	0			
5	0.0000				

(注) 支給済期間がA年Bヵ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)
 $= A\text{年の率} + \{(A+1)\text{年の率} - A\text{年の率}\} \times B / 12$

附則別表第D

年齢	60 歳から支給終了年齢までの期間				
	5 年	4	3	2	1
15 歳	0.3925	0.3222	0.2480	0.1697	0.0871
16	0.4141	0.3399	0.2616	0.1790	0.0919
17	0.4369	0.3586	0.2760	0.1889	0.0970
18	0.4609	0.3783	0.2912	0.1993	0.1023
19	0.4862	0.3991	0.3072	0.2102	0.1079
20	0.5130	0.4211	0.3241	0.2218	0.1139
21	0.5412	0.4442	0.3419	0.2340	0.1201
22	0.5710	0.4687	0.3607	0.2469	0.1267
23	0.6024	0.4944	0.3806	0.2604	0.1337
24	0.6355	0.5216	0.4015	0.2748	0.1411
25	0.6704	0.5503	0.4236	0.2899	0.1488
26	0.7073	0.5806	0.4469	0.3058	0.1570
27	0.7462	0.6125	0.4715	0.3226	0.1656
28	0.7873	0.6462	0.4974	0.3404	0.1747
29	0.8306	0.6817	0.5247	0.3591	0.1844
30	0.8762	0.7192	0.5536	0.3789	0.1945
31	0.9244	0.7588	0.5840	0.3997	0.2052
32	0.9753	0.8005	0.6162	0.4217	0.2165
33	1.0289	0.8446	0.6501	0.4449	0.2284
34	1.0855	0.8910	0.6858	0.4693	0.2409
35	1.1452	0.9400	0.7235	0.4951	0.2542
36	1.2082	0.9917	0.7633	0.5224	0.2682
37	1.2746	1.0463	0.8053	0.5511	0.2829
38	1.3448	1.1038	0.8496	0.5814	0.2985
39	1.4187	1.1645	0.8963	0.6134	0.3149
40	1.4967	1.2286	0.9456	0.6471	0.3322
41	1.5791	1.2961	0.9976	0.6827	0.3505
42	1.6659	1.3674	1.0525	0.7203	0.3698
43	1.7575	1.4426	1.1104	0.7599	0.3901
44	1.8542	1.5220	1.1715	0.8017	0.4116
45	1.9562	1.6057	1.2359	0.8458	0.4342
46	2.0638	1.6940	1.3039	0.8923	0.4581
47	2.1773	1.7872	1.3756	0.9414	0.4833
48	2.2970	1.8855	1.4512	0.9932	0.5099
49	2.4234	1.9892	1.5311	1.0478	0.5379
50	2.5566	2.0986	1.6153	1.1054	0.5675
51	2.6973	2.2140	1.7041	1.1662	0.5987
52	2.8456	2.3357	1.7978	1.2303	0.6316
53	3.0021	2.4642	1.8967	1.2980	0.6664
54	3.1672	2.5997	2.0010	1.3694	0.7030
55	3.3414	2.7427	2.1111	1.4447	0.7417
56	3.5252	2.8936	2.2272	1.5242	0.7825
57	3.7191	3.0527	2.3497	1.6080	0.8255
58	3.9237	3.2206	2.4789	1.6964	0.8709
59	4.1395	3.3978	2.6153	1.7898	0.9188
60	4.3671	3.5846	2.7591	1.8882	0.9694

(注) A歳Bヵ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)

$$= A \text{ 歳の率} + \{(A+1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率}\} \times B / 12$$

別表第1 実施事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社日立超エル・エス・アイ・システムズ	東京都国分寺市

別表第2 第1年金拠出率及び第2年金拠出率

	第1年金拠出率	第2年金拠出率
執務職・技能職1級～7級	1.000	0.907
監督指導職1級～4級	1.000	0.815
総合職1級～10級	1.000	0.781

別表第3 最低保証利率別の確定年金現価率

最低保証利率	5年確定年金	10年確定年金	20年確定年金
1.5%	4.8124	9.2797	17.2756
1.6%	4.8004	9.2345	17.1136
1.7%	4.7884	9.1897	16.9537
1.8%	4.7764	9.1452	16.7961
1.9%	4.7645	9.1010	16.6406
2.0%	4.7526	9.0572	16.4872
2.1%	4.7408	9.0136	16.3359
2.2%	4.7290	8.9705	16.1866
2.3%	4.7173	8.9276	16.0394
2.4%	4.7056	8.8850	15.8941
2.5%	4.6940	8.8428	15.7508
2.6%	4.6824	8.8009	15.6094
2.7%	4.6709	8.7592	15.4699
2.8%	4.6594	8.7179	15.3322
2.9%	4.6480	8.6769	15.1964
3.0%	4.6366	8.6362	15.0624
3.1%	4.6253	8.5958	14.9301
3.2%	4.6140	8.5557	14.7996
3.3%	4.6028	8.5159	14.6708
3.4%	4.5916	8.4763	14.5437
3.5%	4.5805	8.4371	14.4183
3.6%	4.5694	8.3981	14.2945
3.7%	4.5583	8.3594	14.1723
3.8%	4.5473	8.3210	14.0517
3.9%	4.5364	8.2829	13.9326
4.0%	4.5255	8.2450	13.8151
4.1%	4.5146	8.2075	13.6991
4.2%	4.5038	8.1702	13.5846
4.3%	4.4930	8.1331	13.4715
4.4%	4.4823	8.0963	13.3599
4.5%	4.4716	8.0598	13.2497

別表第4 支給開始年齢別乗率

支給開始年齢	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳
調整係数	1.1728	1.1545	1.1363	1.1183	1.1004	1.0828	1.0654	1.0483
支給開始年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
調整係数	1.0317	1.0156	1.0000	0.9851	0.9708	0.9574	0.9447	0.9329

(注) A歳Bヵ月の場合の率(小数点以下第5位四捨五入)

= A歳の率 + {(A+1)歳の率 - A歳の率} × B/12

別表第5 最低保証利率及び残存保証期間別の一時金換算率

最低保証利率	残存保証期間										
	0年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1.5%	0.0000	0.9914	1.9681	2.9303	3.8784	4.8124	5.7327	6.6393	7.5326	8.4126	9.2797
1.6%	0.0000	0.9908	1.9660	2.9258	3.8705	4.8004	5.7156	6.6164	7.5030	8.3756	9.2345
1.7%	0.0000	0.9902	1.9639	2.9213	3.8627	4.7884	5.6985	6.5935	7.4735	8.3388	9.1897
1.8%	0.0000	0.9897	1.9618	2.9168	3.8549	4.7764	5.6816	6.5708	7.4443	8.3023	9.1452
1.9%	0.0000	0.9891	1.9597	2.9123	3.8471	4.7645	5.6647	6.5482	7.4152	8.2660	9.1010
2.0%	0.0000	0.9885	1.9577	2.9078	3.8393	4.7526	5.6479	6.5257	7.3863	8.2300	9.0572
2.1%	0.0000	0.9880	1.9556	2.9034	3.8316	4.7408	5.6312	6.5034	7.3576	8.1942	9.0136
2.2%	0.0000	0.9874	1.9536	2.8989	3.8239	4.7290	5.6146	6.4811	7.3290	8.1587	8.9705
2.3%	0.0000	0.9868	1.9515	2.8945	3.8162	4.7173	5.5981	6.4590	7.3007	8.1234	8.9276
2.4%	0.0000	0.9863	1.9495	2.8900	3.8086	4.7056	5.5816	6.4371	7.2725	8.0883	8.8850
2.5%	0.0000	0.9857	1.9474	2.8856	3.8010	4.6940	5.5652	6.4152	7.2445	8.0535	8.8428
2.6%	0.0000	0.9852	1.9454	2.8812	3.7934	4.6824	5.5489	6.3935	7.2166	8.0189	8.8009
2.7%	0.0000	0.9846	1.9433	2.8768	3.7858	4.6709	5.5327	6.3719	7.1889	7.9846	8.7592
2.8%	0.0000	0.9841	1.9413	2.8725	3.7783	4.6594	5.5166	6.3504	7.1614	7.9504	8.7179
2.9%	0.0000	0.9835	1.9393	2.8681	3.7708	4.6480	5.5005	6.3290	7.1341	7.9165	8.6769
3.0%	0.0000	0.9829	1.9373	2.8638	3.7633	4.6366	5.4845	6.3077	7.1069	7.8829	8.6362
3.1%	0.0000	0.9824	1.9352	2.8594	3.7558	4.6253	5.4686	6.2866	7.0799	7.8494	8.5958
3.2%	0.0000	0.9818	1.9332	2.8551	3.7484	4.6140	5.4528	6.2655	7.0531	7.8162	8.5557
3.3%	0.0000	0.9813	1.9312	2.8508	3.7410	4.6028	5.4370	6.2446	7.0264	7.7832	8.5159
3.4%	0.0000	0.9807	1.9292	2.8465	3.7336	4.5916	5.4213	6.2238	6.9999	7.7504	8.4763
3.5%	0.0000	0.9802	1.9272	2.8422	3.7263	4.5805	5.4057	6.2031	6.9735	7.7179	8.4371
3.6%	0.0000	0.9796	1.9252	2.8379	3.7190	4.5694	5.3902	6.1825	6.9473	7.6855	8.3981
3.7%	0.0000	0.9791	1.9232	2.8337	3.7117	4.5583	5.3748	6.1621	6.9213	7.6534	8.3594
3.8%	0.0000	0.9785	1.9212	2.8294	3.7044	4.5473	5.3594	6.1417	6.8954	7.6215	8.3210
3.9%	0.0000	0.9780	1.9193	2.8252	3.6972	4.5364	5.3441	6.1215	6.8697	7.5898	8.2829
4.0%	0.0000	0.9774	1.9173	2.8210	3.6899	4.5255	5.3288	6.1013	6.8441	7.5583	8.2450
4.1%	0.0000	0.9769	1.9153	2.8168	3.6827	4.5146	5.3137	6.0813	6.8187	7.5270	8.2075
4.2%	0.0000	0.9764	1.9134	2.8126	3.6756	4.5038	5.2986	6.0614	6.7934	7.4959	8.1702
4.3%	0.0000	0.9758	1.9114	2.8084	3.6684	4.4930	5.2836	6.0416	6.7683	7.4651	8.1331
4.4%	0.0000	0.9753	1.9094	2.8042	3.6613	4.4823	5.2686	6.0218	6.7433	7.4344	8.0963
4.5%	0.0000	0.9747	1.9075	2.8001	3.6542	4.4716	5.2538	6.0022	6.7185	7.4039	8.0598

最低保証利率	残存保証期間									
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1.5%	10.1339	10.9755	11.8046	12.6216	13.4264	14.2193	15.0006	15.7702	16.5285	17.2756
1.6%	10.0799	10.9119	11.7309	12.5369	13.3303	14.1111	14.8797	15.6362	16.3807	17.1136
1.7%	10.0263	10.8489	11.6578	12.4531	13.2352	14.0042	14.7603	15.5038	16.2349	16.9537
1.8%	9.9731	10.7864	11.5854	12.3702	13.1411	13.8984	14.6423	15.3731	16.0909	16.7961
1.9%	9.9204	10.7245	11.5136	12.2881	13.0480	13.7938	14.5257	15.2440	15.9488	16.6406
2.0%	9.8681	10.6631	11.4426	12.2067	12.9559	13.6904	14.4105	15.1165	15.8086	16.4872
2.1%	9.8162	10.6023	11.3722	12.1262	12.8648	13.5882	14.2966	14.9906	15.6702	16.3359
2.2%	9.7648	10.5420	11.3024	12.0465	12.7746	13.4870	14.1841	14.8662	15.5336	16.1866
2.3%	9.7137	10.4822	11.2333	11.9676	12.6854	13.3870	14.0729	14.7433	15.3987	16.0394
2.4%	9.6631	10.4229	11.1649	11.8895	12.5971	13.2881	13.9630	14.6220	15.2656	15.8941
2.5%	9.6128	10.3641	11.0970	11.8121	12.5097	13.1903	13.8543	14.5022	15.1342	15.7508
2.6%	9.5630	10.3058	11.0298	11.7355	12.4233	13.0936	13.7470	14.3838	15.0044	15.6094
2.7%	9.5136	10.2481	10.9633	11.6596	12.3377	12.9980	13.6408	14.2668	14.8764	15.4699
2.8%	9.4645	10.1908	10.8973	11.5845	12.2530	12.9033	13.5359	14.1513	14.7499	15.3322
2.9%	9.4159	10.1340	10.8319	11.5101	12.1692	12.8098	13.4322	14.0372	14.6251	15.1964
3.0%	9.3676	10.0777	10.7671	11.4365	12.0863	12.7172	13.3297	13.9244	14.5018	15.0624
3.1%	9.3197	10.0219	10.7029	11.3635	12.0042	12.6257	13.2284	13.8131	14.3801	14.9301
3.2%	9.2722	9.9666	10.6393	11.2913	11.9230	12.5351	13.1283	13.7030	14.2600	14.7996
3.3%	9.2251	9.9117	10.5763	11.2197	11.8426	12.4456	13.0292	13.5943	14.1413	14.6708
3.4%	9.1783	9.8573	10.5139	11.1489	11.7630	12.3570	12.9314	13.4869	14.0241	14.5437
3.5%	9.1319	9.8033	10.4520	11.0787	11.6842	12.2693	12.8346	13.3807	13.9084	14.4183
3.6%	9.0859	9.7498	10.3907	11.0092	11.6063	12.1826	12.7389	13.2759	13.7942	14.2945
3.7%	9.0402	9.6968	10.3299	10.9404	11.5291	12.0968	12.6443	13.1722	13.6813	14.1723
3.8%	8.9949	9.6442	10.2696	10.8722	11.4527	12.0120	12.5508	13.0699	13.5699	14.0517
3.9%	8.9500	9.5920	10.2100	10.8047	11.3771	11.9281	12.4583	12.9687	13.4599	13.9326
4.0%	8.9054	9.5403	10.1508	10.7378	11.3023	11.8450	12.3669	12.8687	13.3512	13.8151
4.1%	8.8611	9.4890	10.0922	10.6716	11.2282	11.7629	12.2765	12.7699	13.2438	13.6991
4.2%	8.8172	9.4381	10.0341	10.6060	11.1548	11.6816	12.1871	12.6722	13.1378	13.5846
4.3%	8.7736	9.3877	9.9765	10.5410	11.0822	11.6012	12.0987	12.5757	13.0330	13.4715
4.4%	8.7304	9.3377	9.9194	10.4766	11.0104	11.5216	12.0113	12.4803	12.9296	13.3599
4.5%	8.6875	9.2881	9.8629	10.4129	10.9392	11.4429	11.9248	12.3860	12.8274	13.2497

(注) A年Bカ月の場合の率(小数点以下第5位四捨五入) = A年の率 + {(A+1)年の率 - A年の率} × B/12